

広島市立

基町高等学校

いじめ防止等のための基本方針

令和 6年4月

広島市立基町高等学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。

広島市立基町高等学校（以下、「本校」という。）の生徒たちがいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒自身も、安心して豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。

そこで、本校では、教職員はもとより、生徒、保護者、地域が一体となっていじめ防止等に向けて取り組みを進めていくことが重要であると考え、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「広島市いじめ防止等のための基本方針」（以下「広島市基本方針」という。）を踏まえて、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

広島市基本方針に基づく取組を効果的に推進していくに当たっては、教職員の果たすべき役割が質的にも量的にも増大し、体制の強化・充実が必要であることを踏まえ、速やかに取り組む事柄と段階的・計画的に取り組む事柄を見極めて、いじめ防止等の対策を総合的かつ継続的に推進していきます。

## 目 次

|   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | いじめの定義                        | 3 |
| 2 | いじめの防止等に向けた基本的考え方             |   |
|   | (1) 学校として                     | 3 |
|   | (2) 生徒として                     | 3 |
|   | (3) 保護者に求めること                 | 3 |
|   | (4) 地域に求めること                  | 4 |
| 3 | いじめの防止等のための組織の設置              | 4 |
| 4 | いじめの防止等に向けて本校が実施する取組          |   |
|   | (1) いじめの未然防止                  | 4 |
|   | (2) いじめの早期発見                  | 5 |
|   | (3) 認知したいじめへの適切な対応            | 5 |
|   | (4) 情報引継ぎの強化                  | 5 |
|   | (5) 教職員の資質能力の向上               | 6 |
|   | (6) 関係機関との連携                  | 6 |
| 5 | 重大事態への対処                      |   |
|   | (1) 重大事態の定義                   | 6 |
|   | (2) 重大事態への取組                  | 7 |
| 6 | 「基町高等学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂 | 7 |
| 7 | 校務運営組織図                       | 8 |
| 8 | いじめ防止のための年間計画                 | 9 |

## 1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「生徒等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

特に、生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒（被害側）の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

## 2 いじめの防止等に向けた基本的考え方

### (1) 学校として

- 教職員は、鋭い人権感覚をもち、生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。
- 各教科、特別活動、道徳教育等、全教育活動を通じて、生徒に命の大切さや思いやりの心をはぐくむとともに、生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- 生徒一人一人について理解を深め、生徒との信頼関係づくりに努め、生徒が教職員にいつでも相談できる体制を確立する。
- 生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握・分析し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校全体が一致協力のもとで行う。
- いじめを把握した場合は、学校で抱え込まず、学校と教育委員会が一致協力のもとで対応することができるよう、速やかに教育委員会に報告する。
- 生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

### (2) 生徒として

- 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめを生まない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

### (3) 保護者に求めること（PTA常任委員会で提言）

- どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加

担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

○ 生徒のいじめを防止するために、子どもを見守っている学校や地域の人々などとの情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完しあいながら協働して取り組む。

○ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

#### (4) 地域に求めること（学校運営協議会で提言）

○ 本校生徒が、いじめがなく安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

○ 生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

○ 本校生徒たちが互いに尊重し合える人間関係を築けるよう、地域の行事等に生徒が主体性をもって参加できるように配慮する。

### 3 いじめの防止等のための組織の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される常設の組織（いじめ防止委員会）を置く。この組織は校務運営組織として位置付けるものとする。

- ・校長（委員長）
- ・統括教頭（副委員長）
- ・教頭（副委員長）
- ・生徒指導部主任※
- ・生徒指導部員2名（生徒指導主事を含む）
- ・教育相談・支援主任※
- ・教務部員1名
- ・各学年主任
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー※及び相談係※養護教諭※等本校の教職員その他関係者（※で、いじめ防止委員会小委員会を構成する。）

### 4 いじめ防止等に向けて本校が実施する取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

ロングホームルームを含む各教科等において、生命の尊さや思いやりの心について学ぶとともに、ペアやグループによる協同学習・ロール（役割）プレイ等を取り入れた授業づくりを行う。

加えて、ロングホームルーム等において、いじめは被害側の生命又は心身に大きな傷を残す重大な人権侵害となり得ること、それゆえ加害側に刑事罰が科されたり、高額な損害賠償責任を負ったりする、といった事例に学ぶ取組等を取り入れる。

イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、生徒が日常の問題を主体的に解決する生徒会活動の充実を図る。

ウ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成

家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

日頃から生徒の観察や出欠管理などの実施により生徒を深く理解し、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

被害側が自らSOSを発信することや、周囲の生徒がいじめの情報を教職員に報告することは、「多大な勇気」、「教職員への信頼」を要するものであることを理解するとともに、当該生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

(3) 認知したいじめへの適切な対応

ア 教職員は、いじめ（その疑いを含む。）を認知した場合、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに、「いじめ防止委員会」に報告して情報共有を行い、組織的に、事実関係の確認、対応方針の決定、具体的な対応を行う。

イ 教職員は、対応方針に基づき、被害側や情報提供者・仲裁者を徹底して守り通す。また、加害側に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、以下の法的対応を含む段階的な手段を事前に準備し、毅然とした態度で指導する。

加害側への指導の効果が上がらない事案については、専門家の知見を活用して加害行為の原因・動機を分析し、対応方針に反映させる。当該指導にもかかわらず、他の児童生徒の教育を受ける権利の保障に支障をきたすような場合は、学校は、その旨を加害側の保護者に十分説明し、教育委員会との連携の下、「別室での指導」や警察への被害届等の「関係機関との連携」、場合によっては教育委員会による「出席停止」（学校教育法第35条、第49条等）も視野に入れ、実効的な対応を行う。

ウ いじめの解消の判断は、謝罪行為のみをもって行うのではなく、少なくとも「加害行為が3か月止んでいること」、「被害側が心身の苦痛を感じていないこと」を確認した上で行う。

なお、加害側の反省・被害側の許しを伴わない形式的な謝罪の場の設定は、問題解決につながらないばかりか、いじめの隠然化・報復・人間関係の複雑化を招き、事態を一層深刻化させるおそれがあることに留意する。

また、いじめの解消後も、再発の可能性を踏まえ、教職員は加害側・被害側について、日常的に注意深く観察する。

(4) 情報引継ぎの強化

教育委員会の引継ぎに係る指針に沿って、「特別な教育的支援を必要とする生徒」（生徒指導上の課題がある生徒、発達上の課題がある生徒、生活環境や生育歴に留意が必要な生徒）について、「引継シート」、「個別の指導計画」等を活用し、確実な引継ぎを行う。

この引継資料を日常の指導に活用し、指導結果を踏まえて、必要な更新を行う。

## (5) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、具体的ないじめ事案を活用し、対応を模擬検討することで、現行の方針や指導方法の不備を点検できるような校内研修の充実を図る。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

ア 生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。

イ いじめを受けている生徒・情報提供者・仲裁者を徹底して守り通すことを言葉・行動・結果で示す。また、それに必要な、知識・技術を習得する。

ウ いじめを受けている生徒を学校全体で守るため、当該生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。

エ いじめの特性を十分に理解し、いじめ事案を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、複数の教員が目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応を行う。

## (6) 関係機関との連携

加害側への指導の効果が上がらない事案などには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などにより、情報共有・行動連携を可能とするネットワークを構築する。

いじめのうち、暴行、傷害、強要、恐喝、窃盗、器物損壊、強制わいせつ等の犯罪行為として取り扱われるべきものは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものは、直ちに警察に通報し、連携する。

加害側又は被害側が、虐待を受けている・非行がある・家庭環境上の理由で生活指導を要するといった「要保護児童」、保護者への養育支援を要する「要支援児童」（児童福祉法第6条の3）に当たる場合、児童相談所と連携する。

加害側又は被害側に、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の「発達上の課題」や、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の「精神疾患」、それらの兆候が認められる場合、いじめの原因の解明、生徒への支援等のため、保護者の意向を踏まえた上で、広島市こども療育センター等の医療機関と連携する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条第一項に基づいて次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①、②の「いじめにより」とは、生徒の被害等の要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が

- 自殺を企図した場合
  - うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の精神疾患を発症した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
- などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、重大事態が発生したものと捉え、教育委員会への報告・事実関係の調査等に当たる。必要な調査に基づく事実確認をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態への取組

ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

イ いじめ防止委員会を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめを受けた生徒の保護者に調査の状況及び結果を随時報告する。

エ 調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

※ 以上の重大事態の調査は、その目的である「いじめの事実の全容の解明、いじめ事案への対処、同種事案の再発防止」を達成するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）を踏まえ適切に実施する。

## 6 「基町高等学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂

この基本方針は、本校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、いじめ防止委員会で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。